

19監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成18年8月30日，同年12月4日及び平成19年1月16日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年2月1日

福岡市監査委員	川	口		浩
同	高	田	保	男
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

1 監査報告と措置の件数

16監査公表第5号（平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・2件

16監査公表第13号（平成16年9月6日付 福岡市公報第5196号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・1件

18監査公表第1号（平成18年2月2日付 福岡市公報第5327号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・29件

18監査公表第6号（平成18年5月11日付 福岡市公報第5354号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・22件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

16監査公表第5号（平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号（別冊）公表）分
（事務監査）

1 保健福祉局（現こども未来局）

監査の結果	措置の状況
<p>イ 委託の契約手続きについて改善を求めるもの</p> <p>産業廃棄物の処理を委託する場合には、関係法令等に基づき適正に契約しなければならないが、平成14年度「香椎保育所外22カ所グリストラップ清掃及び産業廃棄物処理業務委託」において、次のような事例が認められたため、委託の契約手続きを改善されたい。</p> <p>(ア) 収集運搬業者と処分業者の2者とそれぞれ直接、書面で委託契約を締結しなければならないが、処分業の許可を有しない収集運搬業者と処分業を含めた内容の契約を締結していた。</p>	<p>平成16年度及び平成17年度の「香椎保育所外22カ所グリストラップ清掃及び産業廃棄物処理業務委託」契約については、許可を有する収集運搬業者と処分業者の2者とそれぞれ委託契約を締結した。</p>
<p>(イ) 委託契約書には、最終処分を行う場所の所在地及び最終処分の方法等について記載しなければならないが、記載が誤っているもの、されていないもの、不明確なものがあつた。 （保育所整備課）</p>	<p>平成16年度及び平成17年度の「香椎保育所外22カ所グリストラップ清掃及び産業廃棄物処理業務委託」契約については、最終処分を行う場所の所在地及び最終処分の方法等について明確に記載した。</p>

16 監査公表第13号（平成16年9月6日付 福岡市公報第5196号（別冊）公表）分
（工事監査）

1 建築局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について検討を求めるもの 平成15年度「平成15年度市営城浜住宅19棟全面的改善管工事」 （契約金額2,942万4,150円）</p> <p>当初設計においては、各住戸の私設水道メータは既設品を再利用することとなっていたが、給水方式の変更に伴い水道局所管の水道メータを設置することとなった。これに伴い私設水道メータが、本工事において産業廃棄物として処理されていた。</p>	<p>工事及び有効期間満了に伴う市営住宅の私設水道メータのうち、水道局の規格に適合するものについては、水道局に譲渡し補修を行ったのち水道局水道メータとして再利用することとした。</p> <p>水道局への引き渡しは平成19年度からとなったため、それまでは建築局で保管する。</p> <p>水道局の規格に適合しないものについては、従来どおりスクラップ処分を行うこととした。</p>

<p>今後は、市営住宅の改善工事等により発生する私設水道メータのリサイクル等を検討されたい。また、既存住宅の維持管理において、計量法に基づく有効期間の満了に伴い発生する私設水道メータについても併せて検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（住宅部）</p>	
--	--

18 監査公表第 1 号（平成 18 年 2 月 2 日付 福岡市公報第 5327 号（別冊）公表）分
（事務監査）

1 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>博多座専用使用料について適正な処理を求めるもの</p> <p>博多座の専用利用は、市民に演劇の発表の場を提供することにより地域文化の発展に寄与するために設けられたものであり、その専用使用料については、博多座条例及び博多座条例施行規則に定められ、徴収事務は株式会社博多座に委託されている。しかしながら、当該使用料の徴収について次のような事例が見受けられた。専用利用が毎年 12 月を「市民檜舞台の月」として博多座の舞台を市民に直接利用してもらうために設けられたものである趣旨を踏まえ、専用使用料については、その設定のあり方についての検討を含め、適正な処理を行われたい。</p> <p>ア リハーサル室の専用使用料について、博多座条例では 1 日を単位として定めているが、半日の単位で専用使用料が徴収されていた。また、付属設備の専用使用料について、博多座条例施行規則では設備（舞台、音響、照明）ごとに金額が定められているが、定額料金で専用使用料が徴収されていた。</p>	<p>博多座の専用利用の効率化を図るため、博多座条例及び博多座条例施行規則を以下のとおり改正した。（平成 18 年 4 月 1 日施行）</p> <p>リハーサル室及び練習室の利用区分については、1 日単位から 1 日 3 区分に細分化し、付属設備使用料については、付属設備ごとの料金設定を見直し、基本設備料金の設定を行った。</p>
<p>イ 楽屋、リハーサル室、練習室の専用使用料について、博多座条例施行規則では利用の許可の際徴収すると定められているが、同規則で利用の開始までに徴収すると定められている付属設備専用使用料の徴収時に徴収していた。</p> <p style="text-align: right;">（文化振興課）</p>	<p>また、楽屋、リハーサル室、練習室の専用使用料の徴収時期については、利用年の 11 月から利用日の前日までに徴収するとの見直しを行った。</p>

2 下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>土地借上料等の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>支出に当たっては、支出負担行為に係る債務が確定していることを確認するとともに、契約書等に定める期限までにその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 16 年度の下水道管渠用地土地借上料及び委託料の支出において、相手方へ請求書提出の催促が的確に行われていなかったこと等により、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、関係法令等に則り、速やかな事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（保全課）</p>	<p>債権者からの請求が行われない場合には、文書等にて請求書提出の催促を行ない、速やかな事務処理化を図ることとした。</p>

3 消防局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 交付金交付先団体の現金の適正管理について指導を求めるもの</p> <p>市は、交付金を交付している団体の会計経理事務が適正に行われているか、指導、監督するとともに、現金管理が適正に行われているか確認する必要がある。しかしながら、平成 16 年度及び同 17 年度「福岡市支部連合会交付金」の交付先団体における会計経理事務について、次のような事例が見受けられたため、現金管理は適正に行うよう指導されたい。</p> <p>(ア) 市からの交付金受入及び各支部への送金用通帳は、平成 7 年度に新規で現金 8,326 円を入金して開設しているが、当該現金は原資先が不明のまま、福岡市支部連合会決算に計上せず通帳に繰り越していた。また、平成 7 年度から同 16 年度末までに発生した預金利息 606 円についても決</p>	<p>交付金交付先団体に対して、現金管理は適正に行うよう指導した。なお、交付先団体においては、指摘された現金及び預金利息について、平成 17 年度の決算で収入処理が行われた。</p>

<p>算に反映させていなかった。</p>	
<p>(イ) 同通帳において、別団体の資金と思われる現金 340,000 円の一時的な入金と出金が行われており、不適切な現金管理であった。 (警防課)</p>	<p>交付金交付先団体に対して、現金管理は適正に行うよう指導した。 なお、交付先団体においては、指摘された現金については、別団体に移管処理が行われた。</p>
<p>イ 物品購入契約事務について計画的な発注による購入を求めるもの</p> <p>物品を購入する際は、購入目的に応じた数量、納期等を設定するとともに、発注に当たっては購入計画や経済性を考慮しなければならない。しかしながら、新規配備した救急車両 3 台に積載することを目的として、平成 16 年度に発注した医療用器材の購入契約事務において、総額 600 万円を超える器材購入を 24 回に分割して発注し、原課契約により購入していた。過去の購入実績を考慮し、十分な計画性をもって購入手続を行うことにより、一部は契約課への一括発注が可能であったと判断され、車両の稼働日までには、すべての器材調達が可能であったと思われる。</p> <p>今後、物品購入に当たっては、計画的な発注や経済性を考慮し適正に事務処理されたい。 (救急課)</p>	<p>物品購入に当たっては、計画的な発注や経済性を考慮した適正な事務処理を行うよう、所属職員に対し研修を行い周知徹底を図った。</p>

4 教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>ア 美術展等開催負担金の支出事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>市は負担金を支出した団体の会計経理事務が適正に行われるよう指導監督するとともに、その事業実績が負担金の交付目的に応じたものとなっているか調査確認する必要がある。しかしながら、平成 16 年度「福岡市美術展運営事業負担金」及び同「チャイナ・ドリーム展運営事業負担金」の支出事務を抽出して調査したところ、負担金の額の確定及び交付先団体の会計経理事務に</p>	<p>負担金の支出事務については、決算報告書について、関係帳簿との確認を行うこととした。</p> <p>さらに、当初計画額と執行額に大きく差が出る場合は、事業計画変更書を提出させ必要性を明確にさせることとした。</p>

<p>において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>負担金の支出に当たっては、交付先団体の会計経理事務が適切に執行されるよう指導監督するとともに、事業実績の調査確認を的確に行うよう十分注意されたい。</p> <p>(ア) 「福岡市美術展運営事業負担金」において、交付先団体の決算報告額が経理簿記載額と相違しているものや当初の計画を上回って支出されているものがあるにもかかわらず、事業実績を十分調査確認しないまま負担金の額を確定し、請求どおりに追加支出していた。</p>	
<p>(イ) 交付先団体の会計経理事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 本市に報告している決算額が、経理簿記載額と相違しているものがあった。</p> <p style="text-align: center;">(美術館)</p>	<p>負担金の支出事務については、交付先団体に対し、適正な事務処理を行うよう指導した。なお、交付先団体では、今後以下のように取り扱うこととし、職員に対し、口頭により周知徹底を図られた。決算書については、今後は十分に関係帳簿とのチェックを行い確認すること。</p>
<p>b ボルドー市表敬訪問等旅費について、当初の計画を上回って支出しているが、計画変更の必要性等を書面により明確にしたうえで、本市への事業計画の変更手続を行うべきであった。</p> <p style="text-align: center;">(美術館)</p>	<p>当初計画を上回る支出については、必要性を書面にし決裁を取った上で、市に対し事業計画の変更申請を行うこと。</p>
<p>c 販売委託している前売券において、売上金が収納されていないものがあった。</p> <p style="text-align: center;">(アジア美術館)</p>	<p>前売券の売上金については、美術展終了後速やかに精算のうえ、確実に回収・収納すること。なお、交付先団体においては、事実について元の実行委員会に報告し、承認を得たうえで、販売代金を回収し、直ちに市(平成17年度雑入)へ入金した。</p>
<p>d 履行確認完了後、支払いまでに長期日数を要しているものが多数あった。</p> <p style="text-align: center;">(美術館, アジア美術館)</p>	<p>今後は履行確認完了後、速やかに支払いすること。</p>
<p>イ 「福岡市中学校部活動振興負担金」の支出事務について適正な事務処理を求めもの</p> <p style="text-align: center;">市は負担金を交付した団体の会計事</p>	<p>「福岡市中学校部活動振興負担金」の支出事務については、会計事務処理が適切に執行されるよう交付先団体及び所属職員に対し、下記のとおり周知徹底を図った。</p>

<p>務処理が適正に行われているか，指導監督するとともに，実績報告書をはじめ関係書類等により事業実績を調査確認する必要がある。しかしながら，平成16年度「福岡市中学校部活動振興負担金」の支出事務において，次のような事例が見受けられた。</p> <p>負担金の支出に当たっては，交付先団体の会計事務処理が適切に執行されるよう指導監督するとともに，事業実績の調査確認を的確に行うよう十分注意されたい。</p> <p>(ア) 交付決定額どおりに支出していなかった。</p>	<p>負担金については，部活動の有料施設借上料として年2回交付する予定であったが，当初計画に比べ，借上回数の減により不用額の発生が見込まれたため，2回目の交付を中止したものである。</p> <p>交付額を変更する場合は，交付先団体に変更申請書を提出させるとともに，同申請書により調査確認を行った後に行うよう，所属職員に研修を行い，周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 負担金の額の確定を行わないまま残額を戻入させていた。</p>	<p>負担金の残額を戻入させる場合は，事業実績を確実に調査確認し，負担金の額を確定してから行うよう，所属職員に対して指導の徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 交付先団体において，書面による意思決定を得ないまま，事業実績報告書を提出していた。 (保健体育課)</p>	<p>交付先団体に対し，本市への事業実績報告書の提出に当たっては，書面による意思決定を行い，適切に処理されるよう，指導監督を強化した。</p>
<p>ウ 保守点検業務委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>委託業務が完了したときは，福岡市契約事務規則をはじめ関係法令に則り，契約関係書類に基づく完了検査を行い履行の確認を行わなければならない。また，検査の結果，是正を要すると認められる場合には速やかに必要な措置を指示するなど，契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ，委託料を支出しなければならない。しかしながら，平成17年度「空調設備</p>	<p>委託契約事務については，今後は履行の確認を的確に行い，適正な支払いに努めるよう，所属職員へ口頭により周知徹底を図った。</p> <p>また，履行確認事務を正副の複数の職員で行うこととし，内部チェック機能の強化を図ることとした。</p>

<p>保守点検業務委託「契約事務において、第1四半期に指示している機器の点検や部品の交換業務の一部が履行されていなかったにもかかわらず、確認しないまま完了と認め、契約どおりの委託料を支出していた。</p> <p>委託契約事務に当たっては、関係法令に則り、完了検査による履行の確認等を的確に行うよう周知徹底するとともに、内部チェック機能の強化を図りたい。</p> <p>(美術館)</p>	
<p>エ 物品購入契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>物品の購入に当たっては、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令に則り、契約、完了検査、支払等の手続きを適正かつ速やかに行わなければならない。しかしながら、平成16年度及び同17年度の書籍や事務用品の購入において、次のような不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>物品の購入に当たっては、関係法令に則り、適正に事務処理を行うよう周知徹底するとともに、決裁権者による確認や指導など内部チェック機能の強化を図りたい。</p> <p>(ア) 業者選定何及び同決裁が全件されていなかった。</p>	<p>物品購入契約事務については、規則等に則り、業者選定何を添付し、決裁をとるよう所属職員へ口頭により周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 同一業者との契約において、契約日、履行期間、完了検査日、支払審査日が同一日となっているものが見受けられた。これらについては、購入した物品の契約手続等を購入後に一括して行っており、その中には履行完了後、長期日数を経過していると思われるものがあった。</p> <p>(福岡女子高等学校)</p>	<p>物品購入契約にかかる業者に対して、納品の都度、請求書を出させ、迅速な事務処理を行うよう所属職員へ口頭により周知徹底を図った。</p>

(工事監査)

1 経済振興局

監査の結果	措置の状況
設計積算について注意を求めるもの 平成16年度「福岡競艇場競走水面浚渫	発生土種の違い等でやむを得ず処分場を変更した場合については、「建設発

<p>工事」 (契約金額 3,092万2,500円)</p> <p>本工事においては、競艇場競走水面の浚渫により発生する土砂を指定処分場に処分することにしてはいたが、土質不適合により当初の指定処分場に搬入出来なくなり処分場を変更した。</p> <p>建設発生土の処分場については、指定処分場にやむを得ず搬入できない場合は、適切に設計変更することになっているが、本工事において、処分場を変更したにもかかわらず、設計変更がなされていなかった。</p> <p>今後は基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(開催運営課 港湾局維持課関連)</p>	<p>生土指定処分に関する運用」に基づき適正に設計変更を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
--	--

2 都市整備局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について注意を求めるもの (ア)平成15年度「動物園南園法面補強工事」 (契約金額7,425万4,950円)</p> <p>本工事の一部のアンカー足場設置撤去工積算において、足場材運搬のために人力運搬を計上しているにもかかわらず、別途必要のない機械運搬も計上していた。</p> <p>今後は現場状況に合わせた適切な設計積算を図られたい。</p> <p>(動物園 建築局施設建設課関連)</p>	<p>今後の設計・積算については、内容の精査を十分に行い、適正な処理を行うよう関係職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ)平成15年度「雁の巣RCソフトボール場メインスタンド新築工事」 (契約金額1億1,793万9,150円)</p> <p>本工事の積算において、防水工事の合計や雑工事などの計算内容に誤りがあった。</p> <p>今後は十分注意し、適正な積算及び精査に努められたい。</p> <p>(公園建設課 建築局施設建設課関連)</p>	<p>積算及び精査については、内容を十分に確認し、適正な処理を行うよう設計担当課へ通知し、所属職員への周知徹底を図った。</p>
<p>イ 設計積算及び施工管理について注意を求めるもの 平成15年度「伊都土地区画整理事業</p>	<p>今までの福岡市の土木積算システムでは、取壊し機械の仕様を低騒音低振動対策型と入力した場合、設計図書の明示</p>

<p>区画道路 9 - 9 橋梁築造工事（下部工）」 （契約金額 8,055 万 6,000 円）</p> <p>既設護岸取壊し及び既設構造物撤去において、取壊し機械の仕様を低騒音低振動対策型として設計積算していたが、設計図書での条件明示が定かでなく、施工では一般的な大型ブレーカが使用されていた。</p> <p>今後は条件明示を明確にし、適正な設計積算及び施工管理の徹底を図りたい。</p> <p>（伊都区画整理事務所工事課）</p>	<p>については『機械施工』としか表示しなかったものを、平成 18 年 4 月 1 日より『機械施工 低騒音・低振動対策』と表示するように、システムの改良を行い、設計図書の条件明示が明確にできるように、設計積算時の改善を行うとともに、実際の施工前に十分に設計図書と施工計画書の確認業務を行い、適切な施工管理をするよう関係所属職員に研修で周知徹底を図った。</p>
--	---

3 下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について注意を求めるもの (ア) 平成 15 年度「臼佐（横手南町～臼佐 2 丁目外 6）地区下水道築造工事」 （契約金額 7,550 万 4,450 円）</p> <p>本工事の下水道管布設箇所については、土留め支保工の経済的な工法の導入について検討を行うため、土留め方式の試験施工区間を設けて下水管を布設する工法を採用したものである。</p> <p>本工事区間では別途に道路整備工事が行われており、その工事との施工調整を行いながらの工事であったため、その結果として試験施工区間の一部について土留め支保工が不要となった。</p> <p>本工事については、変更内容に合わせて設計変更を行っているが、この土留め支保工については工事の条件明示事項であるとし、実際には試験施工が行われなかった区間に係る土留め支保工賃料を設計変更の内訳書において『保証金』という内容に変更し計上していたが、設計変更手法としては不適切な事務執行であった。</p> <p>設計変更については、設計変更理由書において事実関係を明記すべき</p>	<p>設計変更の根拠となるような協議事項等については、文書化するとともに、今回のような特殊な事項については、設計変更理由書に明記する等、的確な事務処理の徹底を図ることとした。</p>

<p>であったし、当該保証金（補償金の意味合いであると思われる）についても支払いの必要性について決裁手続きを明確にすべきであった。</p> <p>今後は、現場条件等に変更がある場合は、的確な協議と適正な設計変更を行うよう図られたい。</p> <p>（中部建設課）</p>	
<p>(イ) 平成 14 年度「藤崎 4 号幹線築造工事」 （契約金額 5 億 7,961 万 1,550 円）</p> <p>建設発生土の処分費の積算において、「建設発生土指定処分に関する運用」によると、建設発生土が規定量以上の場合は、処分場を指定することになっている。</p> <p>本工事の建設発生土は規定量以上であり、処分場を指定すべきであったが、自由処分としていた。</p> <p>今後は基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>（西部建設課）</p>	<p>今後は基準を遵守し適正な設計積算に努めるため、基準の内容について、精査段階でのチェックを含め計上の考え方に誤りがないよう、課内研修により周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 平成 15 年度「田尻川河川改良工事（第 7 工区）」 （契約金額 5,576 万 4,450 円）</p> <p>本工事の仮設排水路の設計積算において、仮設排水路に使用する材料の積算は、土木工事設計標準歩掛では、原則、新品価格を損率により補正し損料で計上することになっているが、誤った損率を設定したため、損料に誤りが生じた。</p> <p>今後は基準を遵守し、適正な設計積算に努められたい。</p> <p>（河川建設課）</p>	<p>工事の設計積算に使用する歩掛については、計上誤りがないよう設計者の指導育成を行うとともに適正な設計及び精査に努めるよう、課内で勉強会を行い周知徹底を図った。</p>
<p>イ 施工管理について注意を求めるもの 平成 15 年度「向島ポンプ場放流施設新築工事」 （契約金額 6,954 万 8,850 円）</p> <p>「労働安全衛生規則」では、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には囲い等を設けなければならない、設けた囲い等を作業の必要上臨時に取りはずすときは防網を</p>	<p>労働者の危険防止については、月 1 回行っている安全協議会での巡回パトロールを強化して、墜落防止策(安全帯等)を施した上で作業を行うよう指導監督を行い、安全対策の周知徹底を図ることとした。</p>

<p>張り，労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが，本工事における左官工事等の作業で囲い等を撤去した際に，危険防止の措置がなされず作業を行っていた。</p> <p>今後は十分注意し，適切な安全管理に努められたい。</p> <p>（施設課 建築局施設建設課関連）</p>	
<p>ウ 契約事務について注意を求めるもの (ア) 平成 16 年度「単価契約 城南区，早良区，西区管内公共汚水樹設置工事」</p> <p>（契約金額 5,363 万 108 円）</p> <p>工事請負代金の支払いは，請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払わなければならないとなっている。しかしながら，本工事では工事指令 1 件ごとに請求書を受理し，その都度精算することになっており，すみやかな事務処理が行わなければならないが，相当期間経過しての支払いとなっている。</p> <p>処理手続きに間違いは見られないものの，工事完了より相当期間経過の支払いとなっており，これは適正な事務処理とはいえない。</p> <p>今後は，すみやかな事務処理を図られたい。</p> <p>（保全課）</p>	<p>工事完成後は，支払い関係書類を速やかに提出するよう請負者に対して文書指導を行ない，適切な事務処理を図ることとした。</p>
<p>(イ) 平成 16 年度「松崎橋再生水管橋梁添架検討基本設計業務委託」</p> <p>（契約金額 777 万円）</p> <p>本委託は，基本設計であるということから財政局契約課に協議することなく下水道局で契約事務を行っているが，契約図書および成果品の内容，また，成果品を工事発注に使用していることから判断すると，委託内容は基本設計に加えて実施設計を含んでいる。基本設計と実施設計を一括委託する場合は，契約課に事前協議し，両設計を分離できないときは契約課が設計候補者の選定に係る業務を所掌することになっており，本委託の発注に際しては契約課に事前協議を行うべきであった。</p>	<p>基本設計と実施設計を一括発注する契約事務については，契約課に事前協議を行い，適正な契約事務を行うよう，職員研修により周知徹底を図った。</p>

<p>今後は、契約事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>(東部建設課)</p>	
<p>(ウ)平成 15 年度「飯倉第 3 雨水幹線基本設計委託」 (契約金額 1,896 万 8,250 円)</p> <p>本委託は、基本設計であるということで財政局契約課に協議することなく下水道局で契約事務を行っているが、契約図書および成果品の内容、また、成果品を工事発注に使用していることから判断すると、委託内容は基本設計に加えて実施設計を含んでいる。基本設計と実施設計を一括委託する場合は、契約課に事前協議し、両設計を分離できないときは契約課が設計候補者の選定に係る業務を所掌することになっており、本委託の発注に際しては契約課に事前協議を行うべきであった。</p> <p>今後は、契約事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>(西部建設課)</p>	<p>基本設計と詳細設計を一括発注する契約事務については、契約課に事前協議を行い、適正な契約事務を行うよう、職員研修により周知徹底を図った。</p>

4 教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算について注意を求めるもの 平成 15 年度「多々良中央中学校講堂兼体育館その他改築工事」 (契約金額 3 億 1,440 万 7,750 円)</p> <p>防水工事の積算において、外部屋根アスファルト防水の面積の中に内部ピット床のアスファルト防水の一部を重複して計上していた。</p> <p>また、左官工事の積算においても同様に、外部屋根コンクリートこて押さえの面積の中に、内部ピット床のコンクリートこて押さえの一部を重複して計上していた。</p> <p>今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(施設課 建築局施設建設課関連)</p>	<p>設計積算については、今回の指摘を受け、今後の工事設計積算において、図面内容や設計内容を充分確認の上、設計書を作成するとともに、精査についてもチェックを重ね、適正な設計積算に努めていくこととした。</p>

(事務監査)

1 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 物品購入代金等の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>物品購入代金等の支出に当たっては、納品等の履行確認完了後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 16 年度の物品購入代金や委託料の支出において、履行確認完了から支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、関係法令等に則り、速やかな事務処理等を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(総務課, 課長(国保収納対策担当))</p>	<p>納品完了後、業者に対し速やかに請求書を提出するよう指導することとした。請求書受領後は速やかに支出処理を行うよう職員へ周知した。</p> <p>(総務課)</p> <p>各月支払の委託契約について、毎月業務完了後に契約相手方から完了報告書を提出させ、検査の後、速やかに請求書を提出させることとし、速やかな請求書の提出がない場合には相手方に対し請求書の提出を指導することとした。また、所属においても遅滞のない支出を徹底するよう職員へ周知した。</p> <p>(課長(国保収納対策担当))</p>
<p>イ 委託契約に係る事務手続きについて適正に行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託により業務を行う場合は、業務実施前に契約を締結し業務履行させなければならない。しかしながら、平成 17 年度委託業務において、次のような不適切な事例があったため、今後、委託契約にかかる事務手続きについては、関係規則等に基づき適正に行うよう注意されたい。</p> <p>(ア) 年間を通じて行う「災害救助業務委託」について、実査日現在、実施同等の決裁がなく、契約書を作成しないまま業者に業務を行わせていた。</p> <p>(総務課)</p>	<p>「災害救助業務委託」業務については、監査での指摘後、速やかに契約手続を完了した。また、平成 18 年度の委託契約に係る事務手続についても、適正に実施するよう、職員へ周知した。</p>

<p>(イ) 年間を通じて行う「介護保険ホームページ制作・運営管理業務委託」について、実施伺等決裁は行われているが、実査日現在、契約書を作成しないまま業者に業務を行わせていた。</p> <p>(介護保険課)</p>	<p>実査日現在、業者から未提出だった押印後の契約書について、速やかに提出させた。</p>
<p>ウ 物品購入について経済性の観点から注意を求めるもの</p> <p>物品の購入にあたっては、使用目的や使用時期、必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに、経済性も考慮しなければならない。しかしながら、賃貸借により契約しているOA機器(パソコン)のマウスについて、故障等の理由により、職員14名分の光学式(光反応式)マウス等を購入していた。当該契約では、マウス本体が故障の場合は交換が可能であり、また、光学式マウスでなければならない特別な理由はなく、経済性の観点から購入の必要性は認められなかった。</p> <p>(生活衛生課)</p>	<p>物品の購入にあたっては、経済性を考慮した上で必要に応じて購入するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>エ 物品管理について適正な事務処理等を求めるもの</p> <p>物品は、その性質、用途に応じ、常に善良な管理者の注意をもって保管及び管理しなければならない。しかしながら、「平成17年度福岡市心身障がい児(者)実態調査」に使用するために購入した返信用はがきの未使用分については、切手に交換し業務に使用しているが、物品出納簿に記帳されていなかったため使途詳細が不明であった。また、交換のための決裁が行われていなかった。はがき及び切手は金券であるため、福岡市会計規則等に基づき適正に管理するよう注意されたい。</p> <p>なお、実態調査はがきの返信方法については、経済性を考慮し、官製はがきの利用ではなく、料金受取人払いによる方法を選択すべきであった。</p> <p>(障がい保健福祉課)</p>	<p>物品(ハガキ、切手)については、福岡市会計規則に基づき、物品出納簿で適切に管理するとともに、交換する場合には、物品処理書を作成し、決裁の上、行うよう所属職員に対し、書面で周知した。</p> <p>なお、残余の切手については、速やかに物品出納簿を作成し、適切に管理することとした。</p> <p>また、調査方法については、経済性の観点から次回より料金受取人払いの方法を採用することとした。</p>

2 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 「有害鳥獣駆除事業補助金」の交付事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>市は補助金の交付に当たっては、福岡市補助金交付規則をはじめ関係法令等に基づき、交付の目的に従って公正かつ効率的に行うとともに、補助事業の成果が交付決定の内容に適合するものであることを確認のうえ、補助金の額を確定し、支出する必要がある。しかしながら、平成 16 年度及び同 17 年度「有害鳥獣駆除事業補助金」の交付事務において、次のような事例が見受けられ、交付決定手続や交付先団体の会計経理事務、補助事業の成果に係る調査確認等が不適切なものとなっていた。</p> <p>交付先団体の事務局が当課内にあることでもあり、補助金の交付に当たっては、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p>(ア) 補助金の交付決定において、補助事業が年間を通したものであるにもかかわらず、交付申請は年度当初から相当期間経過後になされており、11 月に年度当初に遡って交付決定を行っていた。</p> <p>(森林・林政課)</p>	<p>交付先団体に、速やかに補助金交付申請を行うことを指導した。</p> <p>なお、交付先団体においては、平成 18 年度は 7 月に総会の開催と補助金の交付申請を行い、これを受けて交付決定も速やかに行った。</p>
<p>(イ) 平成 16 年度の補助金の額の確定において、交付先団体の事務局を担当する職員が事業実績調査確認を行っており、報告内容が実績と相違していたにもかかわらず、事業完了と認め、交付決定どおりの補助金を支出していた。客観的に補助事業の執行確認を行うためにも、当該業務に従事していない職員が確認するなど、チェック機能の強化を図るべきである。</p> <p>a 交付先団体において、規約で定める会計期間と異なる期間で会計処理がなされており、本市へ報告された決算額が実績額と相違して</p>	<p>平成 17 年度より当該業務に従事していない職員が事業実績確認を行うこととし、チェック機能の強化を図るとともに、的確な事務の執行を行うこととした。</p> <p>交付先団体においては、平成 18 年度に 7 月 1 日から 6 月 30 日までを会計年度とする旨の規約の改正を行い、会計期間を統一している。</p> <p>交付先団体に対して、適正な報告書を提出するよう指導した。</p>

いた。	
b 交付先団体から報告された駆除数量が実績と相違していた。	今後は交付先団体で最終的な確認を行い，正確な報告を行うよう指導した。
c 事業実績調査確認書の記載事項を一部誤記していた。 (森林・林政課)	決裁等における内容の確認を的確に行うこととした。
<p>イ 公有財産(普通財産)の管理について注意を求めるもの</p> <p>公有財産については，福岡市公有財産規則をはじめ関係法令等に基づき，常に善良な管理者の注意をもって管理し，その目的又は用途に従い最も効率的に使用しなければならない。しかしながら，東浜地区環境整備用地(普通財産)については，現況が道路として利用されており，車両が放置されていた。</p> <p>公有財産については，関係法令等に則り，関係機関と協議のうえ，その用途に応じた適正な管理に努められたい。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p>放置車両については，警察等関係機関と協議を行い，車両に警告書を貼るなどしたところ，所有者により撤去された。引き続き，概ね月1回程度現地を見回っており，同用地の適正な管理に努めているが，今後とも，その用途に応じた管理のあり方について，関係機関と協議を行っていくこととした。</p>

3 博多区役所

監査の結果	措置の状況
<p>博多南地域交流センター等清掃業務等委託において適正な事務処理を求めるもの</p> <p>事業活動により生じた産業廃棄物は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により，事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。しかしながら，平成17年度「博多南地域交流センター等清掃業務等委託」において，産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が含まれているにもかかわらず，その処理について産業廃棄物許可業者との契約となっていなかった。また，産業廃棄物が適正に処理されたことの確認がなされていなかった。</p> <p>今後，産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務に当たっては，関係法令等</p>	<p>今後，当センター等の委託契約等に係る産業廃棄物の事務処理に関しては，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき，収集運搬及び処分の許可業者それぞれと直接契約を締結するよう改めた。</p> <p>また，産業廃棄物の発生から最終処分までの確認についても，マニフェスト(産業廃棄物管理票)の発行並びに業務履行確認等を確実にを行い，適正な事務処理に努めることとし，職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>に則り，当該許可業者と契約を行うとともに完了確認を的確に行うなど，適正な事務処理に努められたい。</p> <p>（博多南地域交流センター）</p>	
--	--

4 中央区役所

監査の結果	措置の状況
<p>ア 中央市民センター水槽清掃業務委託において適正な事務処理を求めるもの</p> <p>事業活動により生じた産業廃棄物は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により，事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。しかしながら，平成 17 年度「中央市民センター水槽清掃業務委託」において，産業廃棄物の発生が見込まれているにもかかわらず，その処理について産業廃棄物許可業者との契約となっていなかった。また，産業廃棄物が適正に処理されたことの確認がなされていなかった。</p> <p>今後，産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務に当たっては，関係法令等に則り，当該許可業者と契約を行うとともに完了確認を的確に行うなど，適正な事務処理に努められたい。</p> <p>（市民センター）</p>	<p>平成 18 年度より水槽清掃業務委託契約にあたっては，産業廃棄物の許可業者との契約に改めるとともに，完了確認を的確に行うなど適正な事務処理に努めることとした。</p>
<p>イ 道路占用料の徴収事務において適切な事務処理を求めるもの</p> <p>道路占用料の徴収については，占用期間が 1 年以上にわたる場合は，毎年度当該年度分を 4 月 30 日（休日の場合はその翌日）までに徴収することとなっている。しかしながら，平成 17 年度の道路占用料の徴収事務において，処理手続き遅延により，占用料が長期間未納となっているものがあつた。</p> <p>今後，道路占用料の徴収事務に当たっては，福岡市道路占用料徴収条例等に則り，適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>（維持管理課）</p>	<p>平成 17 年度道路占用料のうち徴収事務が遅延していたものについては，事務処理を進め占用料の徴収を行った。</p> <p>今後，道路占用料の徴収事務については，福岡市道路占用料徴収条例等に基づき，適切な事務処理を行うよう所属職員に対して指導を行い，周知徹底を図った。</p>

5 早良区役所

監査の結果	措置の状況
<p>ア 物品購入等の契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>物品購入等に当たっては、使用目的や使用時期、必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに、経済性も考慮しなければならない。また、契約に当たっては、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則等に基づき、所掌する契約担当課に契約を依頼しなければならない。しかしながら、平成 16 年度の物品購入等契約において、早良区内の全公民館で使用する物品などの一括発注すべき案件を分割発注し、契約担当課である総務課に依頼せず、原課で契約しているものがあった。</p> <p>今後、物品購入等契約に当たっては、効率性や経済性を考慮するとともに、関係規則等に則り適正に事務処理されたい。</p> <p>(地域振興課)</p>	<p>物品の購入等契約については、効率性や経済性を考慮するとともに、関係規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し書面で周知徹底を図った。</p>
<p>イ 資金前渡事務に伴う現金の取り扱いについて注意を求めるもの</p> <p>資金前渡者は、前渡金を預金その他の確実な方法により管理しなければならない。また出納のつど現金出納簿に記載して、その出納を明らかにしなければならない。しかしながら、平成 16 年度早良区公園愛護会報償費にかかる資金前渡事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、現金の取り扱いに当たっては、安全性の確保と内部統制の確立に努められ、福岡市会計規則等の関係規程に則り適切な取り扱いをされるよう注意されたい。</p> <p>(ア) 資金前渡を受けた後、多額の現金を手提げ金庫に入れ机の中で保管しており、現金管理方法として不適切であった。資金前渡者は、前渡金を預金その他の確実な方法で管理しな</p>	<p>平成 17 年度愛護会報償金については、支払い残額について、地域整備部の保管金庫に保管した。</p> <p>今後は、口座振替への移行について検討することとしている。</p>

<p>ければならず，止むを得ず現金を取り扱う場合でも公用金庫を活用し，また口座振替への移行を促す等，安全確実な方法で管理するよう努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	
<p>(イ) 当該報償金の出納を記録しておくべき現金出納簿が，当該支出事務の所管課において整備されていなかった。現金出納簿により日々出納状況を確実に記録・確認し，内部でのチェック体制を確立されたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>平成17年度愛護会報償金については，現金出納簿を整備し，今後は，日々出納状況を確実に記録・確認し管理をするよう，所属職員に対し口頭にて周知・徹底を図った。</p>

(工事監査)

6 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について注意を求めるもの 平成15年度「青果市場自治協会事務所新築工事」 (契約金額 315 万円)</p> <p>建築基準法第十八条によれば，同法第六条第一項に規定する工事の建築主が国，都道府県又は建築主事を置く市町村である場合，当該「国の機関の長等」は，工事に着手する前に，その計画を建築主事に通知しなければならない。</p> <p>本工事は，青果市場の敷地の中にプレハブ造平屋建ての自治協会事務所を新築したものであり，前記の規定に基づき，計画を通知する必要があったが，通知していなかった。</p> <p>今後は関係法令に基づき，適正な事務手続きを行われたい。</p> <p>(青果市場 課長(災害復旧等担当) 関連)</p>	<p>「建築基準法」に規定する「建築通知」が必要な建築工事については，同法に規定する建築主事に通知を行うよう所属職員に対し研修を行い周知徹底を図った。</p>

<p>イ 施工管理について注意を求めるもの (ア) 平成 15 年度「福岡市鮮魚市場排水処理施設他建設工事」 (契約金額 1 億 5,120 万円)</p> <p>国の機関又は地方公共団体は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する「対象建設工事」をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事（政令で定める市町村にあってはその長）にその旨を通知しなければならない。</p> <p>本工事は、同法に規定する「対象建設工事」にあたるため、福岡市長に通知する必要があったが、通知していなかった。</p> <p>今後は関係法令等に基づき、適正な事務手続きを行われたい。</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象工事については、同法に規定する市長への通知を行うよう所属職員に対し研修を行い周知徹底を図った。</p>
<p>また、次の工事においても同様な事例が認められた。 (イ) 平成 17 年度「鮮魚市場長浜・突堤東卸売場災害復旧工事」 (契約金額 1 億 3,545 万円) (課長（災害復旧等担当）)</p>	<p>同上。</p>
<p>ウ 契約事務について注意を求めるもの 平成 16 年度「博多漁港築石岸壁（改良）基本・実施設計委託」 (契約金額 745 万 1,850 円)</p> <p>(ア) 本委託は、既設岸壁の背後が陥没及び沈下のため早急な岸壁補修が必要と判断し、基本設計と実施設計を一括委託している。</p> <p>基本設計と実施設計を一括委託する場合は、契約課に事前協議し両設計を分離できないときは、契約課が設計候補者の選定に係る業務を所掌することになっており、本委託の発注に際しては契約課に事前協議を行うべきであった。</p> <p>今後は、契約事務の適正な執行に努められたい。 (漁港課)</p>	<p>基本設計と実施設計を一括委託する場合には、「大型建築物等の基本設計業務を委託する場合の事務処理要領の留意事項について（通知）」に基づき契約課と事前協議を行うよう、所属職員に対し書面で周知した。</p>

<p>(イ) 委託のかし担保の期間は「設計業務委託契約書」において、本件構造物のかし担保の期間を記入することになっている。</p> <p>しかし、本委託では2年と明記すべきところを0年としていた。</p> <p>今後は十分注意し、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(漁港課)</p>	<p>委託の担保期間については、「設計業務委託契約書」に基づき本構造物のかし担保期間とするよう、所属職員に対し書面で周知した。</p>
---	---